

学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月

福島県立会津第二高等学校

福島県立会津第二高等学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）、いじめ防止のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめの防止等のための対策を総合的にかつ効果的に推進する。

1 基本理念

(1) いじめの未然防止にあたっては、学校の教育活動の全てにおいて「いじめはだれにでも起こりえる」という認識をもって取り組む。全職員が些細なことでも親身になって相談を受け未然防止・早期発見に努める。

(2) 本校の教育目標の1つである「他を思いやる豊かな情操に支えられた実践力」を育成し、いじめをおこなわず、傍観することもないよう、道徳心と規範意識を養う。

(3) いじめの疑いの情報等があった場合は事実の有無を確認し、いじめられている生徒の安全を確保する。学校全体で情報を共有し保護者や関係機関と連携して対応する。

2 基本方針

(1) いじめの定義

(第2条) 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【具体的ないじめの様態例】

- ①冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをくり返し言われる。
- ②意図的に仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③わざとぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ④金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑤嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑥パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

①名称

「いじめ対策委員会」

この組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応するために設置する。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行い、当該組織が情報の収集と記録、共有を行う役割を担い、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有を図る。

②構成員

校長、教頭、生徒指導主事、各学年担任、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

③組織の役割

- 1) いじめ防止基本方針の策定。
- 2) いじめ防止のための計画立案と実施・検証に関すること。
- 3) いじめの疑いに関する情報の収集と記録に関すること。
- 4) いじめの指導や支援の体制・対応方針の決定に関すること。
- 5) 他機関との連絡調整や保護者との連携に関すること。
- 6) その他、いじめに関すること。

(3) いじめの未然防止のための取り組み

①LHRや全校集会の中で、いじめの様態（インターネット上のものを含む）が、さまざまであることを生徒に認識させ、いじめが重大な人権侵害であることを十分に理解させる。

②規律正しい態度で授業に取り組ませ、くり返し学習を徹底し学習事項を定着させることにより集団の一員としての自覚や自信を育む。

③学校行事や部活動等を通じて生徒一人一人が充実して活動できる環境をつくり、互いに認め合う円滑な人間関係を構築し連帯感を深める。

④いじめ防止等の対策に関する研修を行い、いじめの防止・早期発見に努めるとともに、情報を共有しないことは「法律に違反し得る」という認識のもと、教員間で情報交換できる体制を作る。

⑤あらゆる機会において本校のいじめ対策の基本方針について保護者や地域に周知し、学校と連携できるよう理解を図る。

⑥原発事故避難者、障害を持つ者、性的少数者（LGBT）など、差別の対象になりやすい生徒に対しては、必要な支援を確認したり、周囲の生徒の協力や理解を求めたりするなど、特別な配慮を行う。

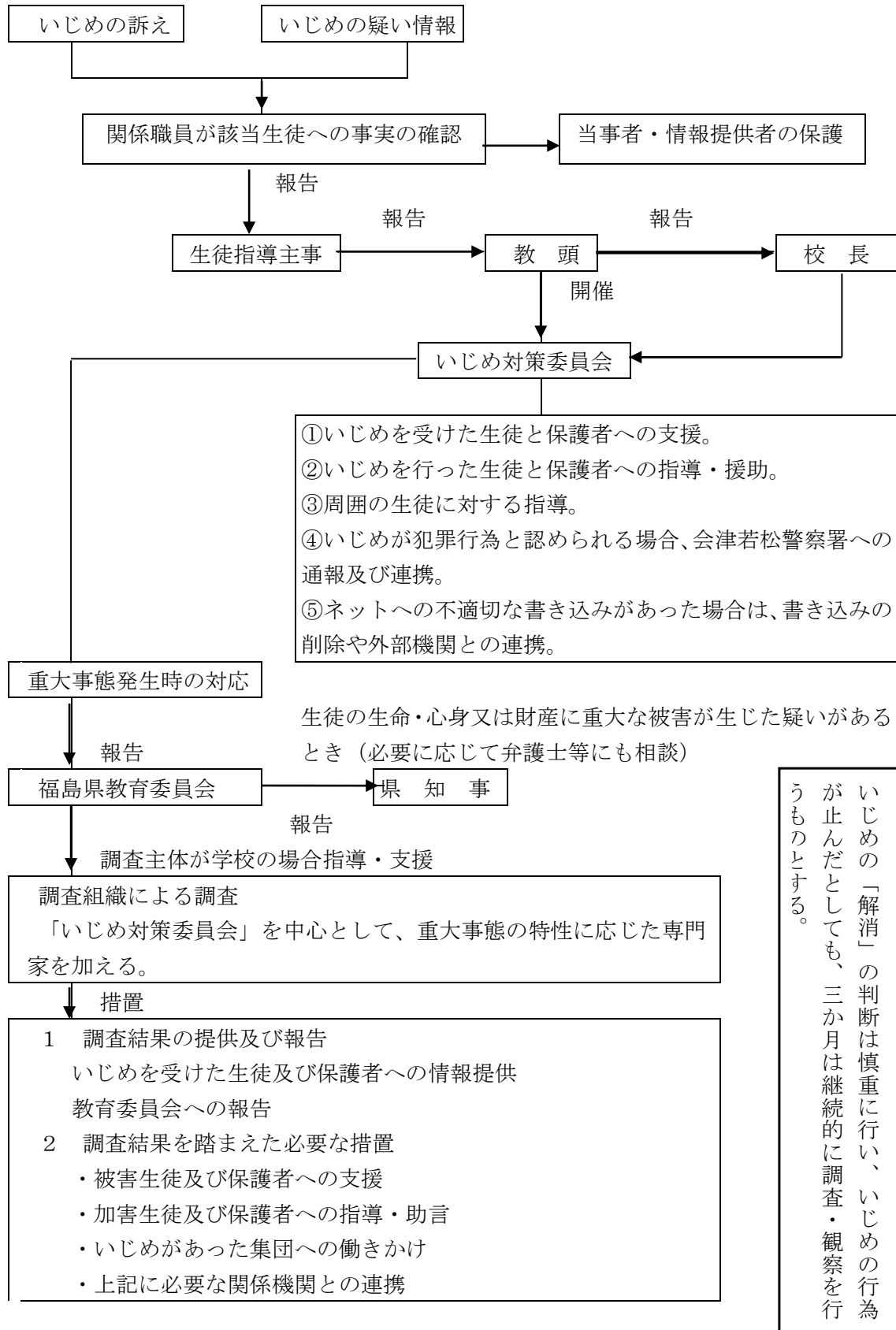
(4) いじめの早期発見のための取り組み

①担任による生徒個人面談・保護者面談を年二回実施する。その他必要に応じて臨時面談を行う。

②カウンセラーによる全校生面接や部長面談を実施し情報を共有するとともに、アンケートによる被害調査を年三回実施する。

③二高ホームページやnote、相談室だより等で情報提供を行うとともに、相談がいつでも気軽にできる事を保護者や地域に周知する。

(5) いじめに対する組織的対応



3 重大事態への対処

福島県いじめ防止基本方針に従い対応する。

いじめ防止対策推進法

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第 1 項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 調査を要する重大事態

①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより転学又は退学を余儀なくされた場合 など

②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

③生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 重大事態の報告

福島県教育委員会へ速やかに報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

①第 28 条の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

②学校の設置者は、学校から重大事態の発生について報告があった場合は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

③学校が調査主体となる場合、学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を行う。

(4) 調査を行う組織

「いじめ対策委員会」に適切な専門家を加えた組織又は学校の設置者（県教育委員会）が設置した調査組織において調査を行う。

ただし、構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除き、公平性・中立性を確保する。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査の実施に当たっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- いつ（いつ頃から）
- 誰から行われ
- どのような態様であったか
- いじめを生んだ背景事情
- 生徒の人間関係にどのような問題があったか
- 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、客観的な事実関係を速やかに調査する。

①いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

- いじめられた生徒から十分に聴き取る。
- 在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。
- いじめた生徒に事実関係を確認するとともに指導を行い、いじめ行為を止める。
- いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、関係機関と適切に連携して、対応に当たる。

②生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合の留意点

- 当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

(6) 調査結果の提供及び報告

①学校の設置者又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。

情報の提供に当たっては以下の点に留意する。

- 学校の設置者又は学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。
- 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

②調査結果については、県立学校に係る調査結果は県教育委員会を通じて知事に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて知事に送付する。

(7) 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

①調査結果の報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「福島県いじめ問題調査委員会」において、再調査を行うことができる。

再調査についても、学校の設置者又は学校等による調査同様、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

②再調査の結果を踏まえた措置等

- 知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- 県立学校について再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、知事はその結果を議会に報告する。

4 年間計画

月	生徒指導 計画	面談・実態調査	校内研修	いじめ対策 委員会	評価 計画
4月	全校集会① 登校指導① 中学校訪問 26スマホ・携帯 安全教室	全校生面談（SC） （～7月）	21 校内研修① 「規範意識の 徹底」	いじめ対策 委員会（第1回）	
5月	9 性教育 スマホ・携帯 安全教室 23交通安全教室				
6月	登校指導②	面接週間（担任） 被害実態調査①			
7月	全校集会② 4 薬物乱用防止教室 性教育	保護者面談(担任) S C保護者相談	2 校内研修② 「生徒理解に ついて」	いじめ対策 委員会（第2回）	
8月	全校集会③ 登校指導③				
9月		被害実態調査②	2 校内研修③ 「いじめによ る重大事態 の研修」	いじめ対策 委員会（第3回）	
10月	ボランティア活動	面接週間(各部長)			中間評価 及び報告
11月					
12月	全校集会④	保護者面談(担任) S C保護者相談			
1月	全校集会⑤				
2月		被害実態調査③ S C保護者相談		いじめ対策 委員会（第4回）	
3月	全校集会⑥				年間評価 及び報告